

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20260601	RBC大地観光株式会社（法人番号1180001120704）代表者宮島翔太	愛知県名古屋市中村区名楽町三丁目11番地2F	名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区名楽町3-11	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	道路運送法第20条	令和8年1月20日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(5)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	2	2
2	20260603	福井交通株式会社（法人番号2210001003631）代表者矢部良智	福井県福井市日之出5丁目3番30号	本社営業所	福井県福井市日之出5丁目3番30号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和8年6月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
3	20260611	大曽根タクシー株式会社（法人番号1180001016290）代表者足立信雄	愛知県名古屋市中村区矢田一丁目5番1号	本社営業所	愛知県名古屋市中村区矢田1丁目5番1号	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和8年1月13日、労働局からの通報を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)	1	1
4	20260611	南急観光株式会社（法人番号3080001008841）代表者渡邊安由美	静岡県静岡市清水区庵原町136-5	本社営業所	静岡県静岡市清水区庵原町136-5	輸送施設の使用停止（22日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和8年1月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(4)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5	20260611	東海交通株式会社（法人番号 2080101009096）代表 者山田耕司	静岡県富士市平垣本町6 番20号	本社営業所	静岡県富士市平垣本町 237-6	輸送施設の使用停止 (31日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第5項	令和8年1月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(5)事故の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(6)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	4	4
6	20260622	さくら交通株式会社（法人番号 6180001014521）代表 者犬飼高生	愛知県名古屋市中区中割 町3丁目13番地2号	本社営業所	愛知県名古屋市中区中割 町3丁目13番地2号	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	道路運送法第20条	令和8年1月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。